



令和元年度企業主導型保育事業子育て支援員研修事業委託仕様書

1 事業の目的

企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づく、企業主導型保育事業を行う保育施設に従事することを希望する者（現に従事している者を含む。以下同じ。）等に対し、地域型保育分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、企業主導型保育事業における子育て支援の担い手となる者の資質の確保を図ることを目的とする。

2 事業の内容

「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号、平成31年3月29日子発0329第14号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「子育て支援員研修の研修内容の留意点について」（平成27年5月21日事務連絡）に基づく、研修の実施、受講結果に基づく名簿の作成等を行う。

（1）子育て支援員研修の内容

基本研修及び専門研修（地域保育コースのうち地域保育型）

（2）子育て支援員研修事業委託業務

- ①研修実施に関する日程及び会場の設定
- ②研修実施に関する広告・周知
- ③研修申込に関する事務（申込受付、受講票発送、名簿作成等）
- ④研修内容・テキストの企画、講師の選定
- ⑤研修の管理運営（受講状況の管理、研修レポート、実習等を含む。）
- ⑥修了者名簿の作成・提出、修了証の作成・送付
- ⑦実績報告書の作成・提出

（3）子育て支援員研修事業の開催

①開催地区

北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の8地区において、各地区1回以上実施

②受講者想定人数

全国計 2,200人

（4）開催時期

契約締結日から令和2年3月31日までの期間

なお、契約期間の途中で企業主導型保育事業の実施機関が変更となった場合には、内閣府の指示の下、新たな実施機関との間において、委託契約を結ぶものとする。

3 留意事項

（1）開催地区は、全国8地区において各地区1回以上開催し、全国計2,200人を想定している。各地区的受講者数の割振りは、研修事業受託者の提案に基づき、公益財団法人児童育成協会（以



下、「協会」という。)が決定する。

- (2) 研修事業受託者の責任において、研修事業の一部を委託することは可能である。ただし、その場合においても研修事業受託者の責任において、内容及び質の面における均一のとれた研修事業を実施すること。
- (3) 企業主導型保育事業を行う保育施設に従事することを希望する者の研修受講申込みが募集定員を下回る場合には、その他の研修受講希望者についても募集、受講決定を行うことができるものとする。
- (4) 研修受講者の参加意欲を高める工夫があれば、その内容を記載すること。
- (5) 研修受講者の受講しやすさに配慮しながら基本研修と専門研修を効果的に組み合わせた研修の構成とすること。
- (6) 研修は「子育て支援員研修に係る標準的な履修・指導内容に関する検討委員会報告書」に基づき作成したテキストを用いることとし、必要に応じて講師が作成した資料を配布する等により実施すること。
- (7) 特に「安全の確保とリスクマネジメント」については、危険予知の観点等も含めて、十分な理解が図られるよう工夫すること。
- (8) 研修受講料は無料とし、テキストの購入費は研修受講者の自己負担とする。
- (9) 本件事業に係る必要経費は委託費で賄い、研修受講者から受講料等を徴収しないこと。
- (10) 研修修了者で就業先が決まっていない者に対して、企業主導型保育事業を行う保育施設への就業に向けた情報提供、フォローなどに努めること。
- (11) 事業実績報告書は、令和2年4月30日までに提出すること。

4 その他

協会は、研修の一部又は全部を受講できなかった者への受講の機会を提供できるようにするため、本事業委託とは別に、研修事業受託者に対して、子育て支援員研修を委託することがある。その場合の委託条件については協会と研修事業受託者が協議して決定する。